

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第131号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「次条」に改める。

第2条第5項中「保健福祉局保健衛生担当局長，同局保健衛生推進室の庶務を担当する部長及び同室部長（庶務を担当する部長を除く。）」を「保健福祉局医務監のうち市長が指定するもの，同局保健衛生推進室長及び同室担当部長」に改める。

第6条保健センターの款衛生課の項第5号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)